

河川内での公園占用について

- ①現在、流域委員会において、河川内の利用についても議論されている。
- ②流域委員会の議論に影響を与えないことを念頭に、下記をポイントとして、処分した事例を報告する。
 - ◎出来るだけ、現況を維持しながら、改変を少なくすることを前提とした利用形態とする。
 - ◎流域委員会の議論の動向を踏まえ、機動的な見直しが可能となるように、占用期間を1年間に区切ることとする。

野洲川の河川公園の占用について

守山市より河川公園の占用申請があり、当所として過去からの経緯(S54年に野洲川における、河川公園の計画を策定し、その後逐次整備している)・地元要望を検討し、下記の通り対応することにしました。

	河川名称	申請者	名称	目的	占用場所	占用面積(m ²)	占用期間
①	淀川水系 野洲川	守山市	野洲川小浜 河川公園	緑地広場 (グラウンドゴルフ等) 多目的広場 (ゲートボール・運動会等)	守山市小浜町地先 (経 1.2~1.5km)	17,268.60	H14.1.30~15.1.29
②	"	"	野洲川川田 河川公園	グラウンドゴルフ場 多目的広場 (ゲートボール・運動会等)	守山市川田町地先 (経 5.3~5.9km)	32,747.62	許可日の翌日 より1年間

